

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当） 殿

都道府県名 市町村名 島根県 出雲市

個別避難計画作成モデル事業（市町村事業）最終報告書

令和4年度【内閣府事業】避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成の推進において、モデル事業（市町村事業）の実施にあたり、最終報告書を提出します。

【市町村情報、事業概要】

都道府県名 市町村名	島根県 出雲市						
所在地	〒693-8530 島根県出雲市今市町70番地						
担当部局連絡先	防災安全部 防災安全課 電話番号 0853-21-6606 F A X 0853-21-6574 メール bousai@city.izumo.lg.jp						
連携部局連絡先	健康福祉部 福祉推進課 電話番号 0853-21-6959 F A X 0853-21-6598 健康福祉部 高齢者福祉課 電話番号 0853-21-6972 F A X 0853-21-6974						
事業概要	都道府県と一体的に行う事業で	<input checked="" type="checkbox"/>	あ る	<input type="checkbox"/>	な い	<input type="checkbox"/>	○
	市内全地区に設置されている自主防災組織（以下、「地区災害対策本部」という。）や民生委員児童委員等に協力を得ながら作成を進めてきたが、取組に地域格差がある状況である。また、避難行動要支援者（以下、「要支援者」という。）ごとの個別避難計画の作成状況を市が把握するためのシステムを令和3年度中に構築した。 令和4年8月に、地区災害対策本部及び福祉専門職を対象とした個別避難計画の説明会を行い、共助の取組としての協力を依頼するとともに、福祉事業所に対し個別避難計画の作成について受託可能か意向確認を行った。 意向確認の結果受託可能な福祉事業所と令和5年1月に個別避難計画の作成業務委託契約を締結した。地区災害対策本部による計画づくりを引き続き進めるとともに、優先度が高いと判断する要支援者のうち、地区災害対策本部で作成できない要支援者の個別避難計画を福祉専門職により作成していく。						
備考							

※本様式は、10月20日時点で御提出いただいた「様式1-1 個別避難計画作成モデル事業（市町村事業）中間報告書」の内容と基本的に同様のものです。内容について更新等の必要がない場合、様式1-1と同じ内容をそのまま記載いただいて差し支えありません。

※記載内容を補足する資料があれば、必要に応じて添付してください。

※上記項目について、必要に応じ参考資料や補足資料を添付して差し支えありません。参考資料や補足資料はPowerPoint など任意の様式で可とします。（その場合は、項目の欄に参考資料が添付されていることを記載してください）

※任意の様式を使用する場合も、用紙サイズはA4判としてください。

※連絡先、担当者に変更があり、担当者名簿に変更が必要な場合、その旨を備考欄に併記してください。

市町村の事業概要等に関する取組の実施結果】（島根県 出雲市）

記載項目名	令和4年度末時点の状況
【1】 市町村事業名	地区災害対策本部・福祉専門職と連携した個別避難計画作成促進事業
事業概要	地域において防災活動を行う地区災害対策本部による計画づくりを進めるとともに、優先度が高いと判断する要支援者又は地区災害対策本部で作成できない要支援者の個別避難計画を福祉専門職と連携して作成する。
【2】 事業実施体制 庁内の連携体制	令和4年5月27日に連携課3課によるキックオフを行い、担当者による協議を重ね、福祉専門職による個別避難計画作成を開始するにあたり役割分担を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・防災安全部防災安全課 全体調整、個別避難計画作成の意向確認及び内容の承諾確認、地区災害対策本部と連携した個別避難計画の作成 ・健康福祉部福祉推進課 避難行動要支援者名簿の作成及び要支援者に対する避難支援等関係者への平常時から名簿提供の意向確認、相談支援専門員と連携した個別避難計画の作成 ・健康福祉部高齢者福祉課 介護支援専門員（ケアマネジャー）と連携した個別避難計画の作成
【3】 事業実施体制 庁外との連携体制	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区災害対策本部（43地区、民生委員児童委員を含む） ・相談支援専門員又はケアマネジャーが所属する福祉事業者
【4】 モデル事業の実施 内容、実施方法	<p>【実施した取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルの整備及び個別避難計画の作成に係る説明会の実施 地区災害対策本部及び福祉専門職を対象に説明会を実施した。説明会では、市が整備した個別避難計画作成に係るマニュアルを示した。 ・福祉専門職の参画のための準備 個別避難計画の作成について受託可能かどうか、福祉事業所に意向確認を行った。 ・個別避難計画管理システム改修の契約の締結 「要支援者本人用の計画様式の追加」「データ上でハザード情報が確認可能な要支援者についてハザード情報の登録」「原子力災害時の避難区域判断及び指定避難先の自動反映機能追加」「住民基本台帳システム（要支援者管理画面）への障がい支援区分表示の追加」についてシステム改修の契約を令和4年9月に締結し、令和5年2月に改修を完了した。 ・福祉専門職の参画による個別避難計画の作成 個別避難計画作成の優先度の高い要支援者のうち、地区災害対策本部において作成できない要支援者を、要支援者と関わりのある福祉専門職に個別避難計画の作成を業務委託により依頼した。 ・要支援者本人及び個別避難計画作成者向けの資料の整備 ①個別避難計画の作成対象となりうる要支援者本人向けに、制度説明を記載した資料を作成し、提供した。

	<p>②個別避難計画作成者向けに、共助の取組や要配慮者への対応例等が掲載された防災啓発冊子を購入し、提供した。</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別避難計画の認知度向上 市ホームページや広報紙への掲載を行っているが、一般住民向けにまだ浸透していないように感じられる。 ・避難支援等実施者が見つからない要支援者への支援 近隣住民に支援者が見つからない要支援者について、どのようにコーディネートすればよいか、検討が必要である。 	
【5】 アピールポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災力を高めるため、個別避難計画の作成が地域の「共助」の取組として重要であることを各地区災害対策本部、福祉専門職において共通認識を深めるための研修を行った。 ・相談支援専門員の自主的な取組として、令和4年7月から障がい福祉サービス利用者の災害アセスメント票の作成（年1回更新）が始まっている。 ・要支援者と日頃から関わりのある福祉専門職が個別避難計画を作成することにより、要支援者に必要な支援内容を明確にできる。 	
【6】 事業による 成果目標	<p>町内会未加入などの理由により地区災害対策本部による個別避難計画の作成ができなかった要支援者に対して、日頃から関わりのある福祉専門職からアプローチすることにより、個別避難計画作成率の増加を目指す。</p>	
【7】 事業実施 スケジュール	時期	実施内容
	R4.5～7月	庁内連携課協議 説明会の内容や福祉事業所との契約方針について（計8回）
	8/23、8/29	地区災害対策本部向け（8/29）及び福祉専門職向け（8/23）の説明会を実施。説明会の中で、共助の取組について外部講師として鍵屋 一氏に講演いただいた。
	9/1	要支援者本人向け制度説明資料を発注（10/17納品）
	9/20	個別避難計画管理システム改修の委託契約締結（～2/28）及び改修開始
	10/21	個別避難計画管理システム改修 テスト環境の構築及び仕様再確認協議
	10/31	庁内連携課協議 福祉事業所との契約書様式の策定
	11/11	福祉事業所への委託対象者の絞込み及び地区取組状況の確認
	11/25	個別避難計画作成者向け防災啓発小冊子を発注（12/15納品）
	12/2	個別避難計画管理システム改修 市によるテスト環境の確認作業完了及び本番環境への移行指示
	12/16	個別避難計画作成者向け防災啓発小冊子を地区災害対策本部へ発送
	R5.1月下旬	受託可能な福祉事業所と順次委託契約を締結。また、契約先へ作成者向け防災啓発小冊子を発送
	2/6	要支援者本人向け制度説明資料を常時提供用名簿登載の要支援者へ発送
	2/16	市ホームページ内に制度説明のページを公開（ページ内にて、要支援者本人向け制度説明資料を公開）
	3月	・福祉事業所から市へ、作成済の個別避難計画の提出
	4月	・福祉事業所作成分の個別避難計画を、市から地区災害対策本部へ情報提供
【8】 特記事項		

※上記項目について、必要に応じ参考資料や補足資料を添付して差し支えありません。参考資料はPowerPointなど任意の様式で可とします。（その場合は、項目の欄に参考資料が添付されていることを記載してください）

※任意の様式を使用する場合も、用紙サイズはA4判としてください。

※【市町村の事業概要等に関する取組の実施結果】は1ページ以上2ページ程度としてください。

※【2】～【5】については、次の点を記載してください。〔これ（最終報告）までに行った取組（検討したことを含む）、現時点における課題、課題を踏まえた対応の方向性〕

※【2】及び【3】については、第4回ノウハウ共有ミーティングの意見交換会用資料として作成いただいた、「●●市の背景や取組の概要など」を基に記載してください。

応募の要件に関する取組の実施結果（島根県 出雲市）

要件	令和4年度末時点の状況						
(A) 市町村の防災担当や福祉担当等の関係部署が共同して事業を実施する体制があること。	防災安全課・福祉推進課・高齢者福祉課3課が横断的に連携し、共同して事業を実施している。						
(B) 地域の介護・福祉に関する職種団体等、庁外の関係者と連携した取組であること。	令和4年8月23日に、個別避難計画の作成委託をする可能性のある福祉専門職を対象に、個別避難計画に係る説明会を行った。 福祉事業所に意向確認を行い、個別避難計画の作成を受託可能な福祉事業所へ順次業務委託し、地区作成と並行して個別避難計画作成を進めている。						
	障害のある人の当事者団体や難病の患者会、支援団体等と連携した場合、その団体等の名称						
(C) 個別避難計画を作成する者の優先度を検討し、要支援者の心身の状況に応じた作成プロセスを構築する取組であること。	住民基本台帳人口 R5年1月31日現在 [人数]	避難行動要支援者名簿に記載等されている要支援者 [人数(対人口比)]		個別避難計画作成の優先度が高い要支援者 [人数(対人口比)]			
	173,631人	5,973人(3.4%) ※以下、常時提供用名簿人数 4,381人(2.5%)		1,839人(1.1%)			
<p>※要支援者人数及び対人口比は令和5年1月末現在の数値</p> <p>○優先度の考え方の概要</p> <p>・優先度・・・要介護度3以上又は障がい支援区分3以上の要支援者 出雲市の地勢から市内の大半が浸水害、土砂災害、津波被害等いずれかのハザード情報を持つため、要支援者本人の要介護度及び障がい支援区分から優先度を設定した。</p> <p>○要支援者の心身の状況に応じた作成プロセスの概要</p> <p>地区災害対策本部による個別避難計画作成は、優先度にかかわらず地区住民の自治会加入状況等の実情に応じて進めている。地区災害対策本部による作成が困難な要支援者について、優先度が高い要支援者を中心に福祉専門職へ計画作成を委託している。</p>							
(D) 個別避難計画を実際に作成し、訓練など実効性の確保に取り組む	個別避難計画の作成の取組方針	作成件数(実績)		作成件数(予定・見込)			
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
		-	406	1,600	1,600	1,600	600

<p>むこと。</p>	<p>※令和 4 年度から市統一様式による作成を開始したため、同条件による令和 3 年度作成件数（実績）は不明</p> <p>○訓練など実効性を確保する取組の概要</p> <p>地区災害対策本部の一部では要支援者への情報伝達訓練が実施されている。</p> <p>今後、計画作成が進んだ地区と協議し、個別避難計画を活用した避難訓練を実施し、個別避難計画の実効性について確認する。</p>					
<p>個別避難計画の様式を作成する上で留意した事柄。（留意したいと考えている事柄。）</p>	<p>ケアマネジャー協会や相談支援専門員からのヒアリング結果と、既に各地区災害対策本部で作成されている様式の内容を盛り込み作成した。</p> <p>また、本市の一部がUPZ（原子力災害時に緊急防護措置を準備する区域）圏内であることから、原子力災害時の避難に関して記載事項を追加。</p>					
<p>(E) これまでにモデル地区などで先行的に実施した取組を市町村内の広い地域で展開すること。</p>	<p>平常時から各地区災害対策本部との連携を図るため、毎年地区災害対策本部長会を開催し、取組状況及び優良事例の共有を行っている。</p> <p>また、地区災害対策本部からの要望に応じ、市が各地区に防災出前講座を行っている。</p>					
<p>(F) 作成の優先度が高い避難行動要支援者の個別避難計画の作成に令和 3 年度から 5 年間で取り組むこと。</p>	<p>作成の優先度が高い要支援者の個別避難計画の作成の取組方針</p>	<p>作成件数(実績)</p>		<p>作成件数(予定・見込)</p>		
<p>R3 年度</p>		<p>R4 年度</p>	<p>R5 年度</p>	<p>R6 年度</p>	<p>R7 年度</p>	<p>R8 年度</p>
<p>-</p>	<p>160</p>	<p>600</p>	<p>600</p>	<p>510</p>	<p>170</p>	
<p>○ 5 年間でどのようにして優先度の高い人の計画を作成するか（取組の概要）</p> <p>地区災害対策本部による作成と並行して、令和 4 年度からは日常生活の自立度の低い要支援者を優先的に福祉専門職が作成を進め、令和 7 年度末までに常時提供に同意された要支援者全員の計画作成に取り組む。</p>						

【ステップごとの取組の実施結果】(島根県 出雲市)

ステップ		実施結果 ◎,○,△,▲	記載事項	記載欄
1	庁内外における推進体制の整備、個別避難計画の作成・活用方針の検討	◎	課題	個別避難計画作成のための市としてのマニュアルが無い。
			取組内容 (取組方針)	法定事項を含む統一様式を作成し、作成に協力いただける団体へ個別避難計画作成の流れを説明した。
			取組の 成果・結果	計画作成の流れについて共通認識を持つことができた。
			理由	会場・Webのハイブリッド方式で説明会を行い、多くの地区や福祉事業所に参加いただいた。
2	計画作成の優先度に基づき対象地区・対象者を選定	○	課題	何を基として優先度を決定するか。
			取組内容 (取組方針)	要介護度3以上又は障がい支援区分3以上の要支援者を優先的な作成対象者とした。
			取組の 成果・結果	要介護度3以上又は障がい福祉サービス利用のある要支援者について、福祉専門職へ業務委託し、作成を開始した。
			理由	福祉専門職のキーパーソンへの事前相談により、線引きのアドバイスをいただいていた。
3	福祉や医療関係者等に個別避難計画の意義(目的、制度概要、作成の必要性等)や事例を説明	○	課題	福祉専門職に個別避難計画作成に参画してもらう。
			取組内容 (取組方針)	説明会を実施し、取組への参画を依頼した。また、共助の取組の重要性について、説明会時に外部講師による講演を実施した。
			取組の 成果・結果	約7割の福祉事業所から受託可能と回答を受けている。
			理由	98事業所が説明会に参加したほか、欠席された事業所へも説明資料について案内し、多くの事業所に説明することができた。
4	避難支援者となる自主防災組織や地区住民に個別避難計画の意義や事例を説明	○	課題	共助の取組が重要であることの地区の理解を深める。
			取組内容 (取組方針)	作成の説明会実施時に、外部講師による講演を実施した。
			取組の 成果・結果	動きが無かった地区も要支援者宅訪問等を始めた。
			理由	別途、地区からの要請により、地区役員や民生委員の会議に防災職員が参加し、個別避難計画の説明を行っている。
5	市町村における本人の基礎情報の収集、関係者との事前調整等	△	課題	避難支援等実施者をどう探すか。
			取組内容 (取組方針)	個別避難計画作成の流れの説明時に、候補となる人(近隣住民や家族)を例示した。
			取組の 成果・結果	近隣住民の候補者探しに苦慮している。
			理由	1日を通して支援可能な家族が居る要支援者は計画作成に至らず、独居の要支援者も近年は近所の交流が少ないため、近隣住民の候補者が見つかりにくい。また、個別避難計画について住民にまだ浸透していないことも、理由の一つである。
6	市町村、本人・家族、福祉や医療関係者等による個別避難計画の作成	▲	課題	地区及び福祉専門職による計画作成が困難な要支援者の計画作成をどうするか。
			取組内容 (取組方針)	【方針】共助の取組による計画作成の後、作成困難な要支援者が相当数確認された場合、自助による計画作成を検討する。
			取組の 成果・結果	なし。
			理由	できる限り共助の取組として計画作成を推進しているため。
7	作成したら終わり	▲	課題	個別避難計画を活用した避難訓練をどう実施するか。
			取組内容	【方針】モデル的に、1～数名の要支援者に個別避難計画を

	ではなく実効性を確保する取組を実施	(取組方針)	活用して地区避難訓練に参加いただき、個別避難計画の内容や様式を再確認する。
		取組の成果・結果	なし。
		理由	各地区が作成した計画 1 件 1 件の吟味ができていないため。

◎ : 成果を十分得ることができた

○ : 一定の成果を得ることができた

△ : あまり成果を得ることができなかった

▲ : ほとんど成果を得ることができなかった

【事業の類型ごとの取組の実施結果】 (島根県 出雲市)

事業の類型	実施結果 ◎, ○, △, ▲, - を記載	令和 4 年度末時点の取組の概要・状況など
(ア) 多様な災害リスクに対応した個別避難計画の作成に関するもの	○	<p>【当初の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市統一様式がなく、ハザード状況の考慮について地区災害対策本部の独自様式に一任していた。 <p>【行った取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハザード状況（浸水害・土砂災害）及び原子力災害について記載欄を設けた市統一様式を作成し、システムを通して地区へ配布した。
(イ) 特別支援学校に関するもの	-	-
(ウ) 難病患者等の医療的ケアを要する方に関するもの	-	-
(エ) 防災・減災の整備等と個別避難計画等のソフト事業との一体的な検討に関するもの	-	-
(オ) 大学等の有識者等との連携に関するもの	-	-
(カ) 避難訓練や更新等を実施などにより、顔の見える関係性を維持し実効性を確保するもの	-	-
(キ) ケアマネ事業所等のBCPとの連携に関するもの	-	-
(ク) 施設入所者が在宅に移る場合の施設と市町村の連携に関するもの	-	-
(ケ) デジタル技術の活用に関するもの	○	<p>【当初の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市統一様式は要支援者本人用としては項目が多すぎるという意見があった。 ・システムにより個別避難計画を入力する際、自動化できる箇所が少なく作成者の負担が大きかった。 <p>【行った取組】</p> <p>以下のとおり個別避難計画管理システムの改修を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要支援者本人用に項目を絞った様式を印刷できる機能を追加した。 ・要支援者住所から原子力災害の避難判断を自動入力する機能を追加した。 ・要支援者住所と別システムのハザード情報とを突合し、突合結

		<p>果を個別避難計画管理システムへ反映した。</p> <p>【令和4年度末時点の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要支援者住所とハザード情報の突合は自動更新されないため、新規名簿登録者などはハザード情報が入っていない。 <p>【今後の対応の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハザード情報について、定期的な反映ができないか方法を検討する。 ・地区災害対策本部からの意見を参考に、引き続き個別避難計画管理システムの改修を行う。
(コ) その他のもの	○	<p>【当初の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会未加入の要支援者などは地区災害対策本部による計画作成が困難な状況だった。 <p>【行った取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉事業所と業務委託契約を締結することで、福祉専門職による計画作成を開始した。 <p>[ポイント]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネ協会等との事前協議（R3年度及びR4.6月前後）により、計画作成への参画及びその方法（業務委託契約）、依頼範囲等について相談をして方針が固まっていた。 ・福祉専門職を対象とした個別避難計画に関する講演会及び説明会を実施（R4.8.23）したうえで、事業所毎に受託意向確認を行った。 ・地区災害対策本部による作成分と重複しないよう、個別避難計画管理システムを活用して委託対象者を絞り込んだ。

◎：成果を十分得ることができた

○：一定の成果を得ることができた

△：あまり成果を得ることができなかった

▲：ほとんど成果を得ることができなかった

—：取り組んでいないもの

【研修会や説明会等の講師等の一覧】

氏名	所属・役職	研修会や説明会等	
		名称	概要
鍵屋 一	跡見学園女子大学 観光コミュニケーション学部 教授	個別避難計画に係る説明会	共助の取組の重要性について

【取組に参画している関係者の一覧】

取組の種類	概要（参加者等）	備考（巻き込む工夫など）
個別避難計画の作成に参画した関係者	<ul style="list-style-type: none"> ・地区災害対策本部（自治委員、民生委員等含む） ・福祉専門職（ケアマネジャー、相談支援専門員） 	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区災害対策本部への定期的なヒアリング ・福祉専門職研修への市防災部局職員の参加
地域調整会議	※未実施	

避難支援等実施者	・要支援者の近隣住民や親族 ・自治会、隣保等の地元団体 ・防災委員等の地区災害対策本部の役員	広報紙、市ホームページによる広報
避難支援等関係者	地区災害対策本部、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、消防団、警察	要支援者名簿情報の提供に係る協定を締結
避難訓練への参加者、参加機関や団体等	※未実施	
その他		

※第4回ノウハウ共有ミーティングの意見交換会用資料として作成いただいた、「●●市の背景や取組の概要など」を基に記載してください。

【人員の確保状況】

個別避難計画の作成に関する人員体制			
部署名：防災安全課	専任（名）	常勤：0	会計年度任用職員：0
	兼任（名）	常勤：3	会計年度任用職員：0
部署名：福祉推進課	専任（名）	常勤：0	会計年度任用職員：0
	兼任（名）	常勤：2	会計年度任用職員：0
部署名：高齢者福祉課	専任（名）	常勤：0	会計年度任用職員：0
	兼任（名）	常勤：3	会計年度任用職員：0

【予算の確保状況】

個別避難計画の作成に関する予算	
令和3年度決算額	12,757,477円
令和4年度決算見込額	6,559,795円（モデル事業経費除く）
令和5年度当初予算額	8,083,000円
特に予算措置なし	
（参考）避難行動要支援者数（人）	4,381（令和5年1月末時点の常時提供用名簿人数）

※避難行動要支援者名簿や個別避難計画に関する予算がある場合、予算書の写しを添付してください。（公表されているもの）

【個別避難計画の周知、普及・啓発等のために作成したもの】

媒体の種別	実施内容の種別	概要（タイトル、URLなど）
紙媒体	広報誌	広報いずも（9/20発行号） 記事タイトル「ご近所の避難支援にご協力をお願いします」
	チラシ	「いざという時のために、あなただけの避難プランをつくりましょう！」（要支援者本人向けチラシ）
	ポスター	
	町内会や自治会などへの回覧物	「災害犠牲者ゼロを目指せ！ご近所のご協力で災害時の要配慮者を守りましょう」（地区災害対策本部及び福祉専門職向け小冊子）
	リーフレット	

	その他	
電子媒体	動画	
	広報誌	広報いずも (9/20発行号) ※紙媒体と同内容
	SNS	
	ウェブサイト	市ホームページ「避難行動要支援者の災害時の避難について」
	広報番組	
	その他	

【個別避難計画作成の取組のイメージをつかむのに役立つ報道や講演などの動画や資料など】

島根県防災安全講演会～災害福祉と災害ボランティア～（令和4年2月1日～15日 Web配信）
 ・講演「防災福祉～避難行動要支援者と個別避難計画」（講師：鍵屋 一氏）

【参考にした他市町村、関係団体等の取組】

令和3年度個別避難計画作成モデル事業参加団体（福祉専門職との連携について）

- ・茨城県 古河市
- ・愛知県 犬山市

【個別避難計画1件を作成するのに要した時間等】

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
のべ人数	1～2人	1～2人	1～2人	1～2人	1～2人	1～2人	1～2人
のべ時間	1～2週間	2週間	2週間	2週間	2週間	2週間	2週間